

令和元年12月13日

○条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第24号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第19条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条第1項及び第22条第5項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(小田原市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 小田原市職員の退職手当に関する条例(昭和26年小田原市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(小田原市下水道条例の一部改正)

第4条 小田原市下水道条例(昭和41年小田原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項第1号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第5条の5第1項中「とき」の次に「又は第5条の3第2項第1号、第5号若しくは第6号(同項第1号及び第5号に係る部分に限る。)のいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

第5条の10第2項第1号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第5条の12中「責任技術者」の次に「(第5号に該当する場合にあっては、責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族)」を加え、同条に次の2号を加える。

(4) 第5条の10第2項第1号に該当するに至ったとき。

(5) 第5条の10第2項第2号に該当するに至ったとき。

第5条の13中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例(昭和41年小田原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「、第2号又は第4号」を「又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区
計画形態意匠条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 元 年 1 2 月 1 3 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 5 号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

(小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成6年小田原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

鬼柳地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小田原都市計画地区計画鬼柳地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
--------------	--

別表第2に次のように加える。

鬼柳地区地区	工業街区A	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 工場（法別表第2（る）項第1号(1)から(8)まで、(11)から(13)まで、(16)、(20)及び(31)に掲げる事業又は法第51条に規定する建築物の用途に係る事業（以下「特定事業」という。）を営むものを除く。）</p> <p>(2) 研究施設又は研究開発型施設（特定事業に関するものを除く。）</p> <p>(3) 倉庫</p> <p>(4) (1)から(3)までの建築物で店舗又は飲食店の用途を兼ねるもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(5) (1)から(4)までの建築物に附属するもの</p>
		<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 工場（特定事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 研究施設又は研究開発型施設（特定事業に関するものを除く。）</p>

整備計画区域	工業街区B	<p>るものを除く。)</p> <p>(3) 倉庫</p> <p>(4) 主に食料品若しくは日用品を販売する店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(5) (1)から(4)までの建築物に附属するもの</p>
	卸商業街区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 卸売業に関する事務所又は倉庫</p> <p>(2) (1)の建築物で店舗又は飲食店の用途を兼ねるもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p> <p>(4) (1)から(3)までの建築物に附属するもの</p>

別表第2備考に次のように加える。

- 3 鬼柳地区地区整備計画区域の項（卸商業街区に係る部分に限る。）の規定は、基準時に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物のうち、第4条第1項の規定に適合するに至った建築物以外のものについて、その建築物の敷地として使用されている土地の全部を一の敷地として使用し、かつ、用途の変更を伴わないで新築をする場合には、適用しない。

別表第3に次のように加える。

鬼柳地区地区 整備計画区域	工業街区A	5,000平方メートル
	工業街区B	500平方メートル
	卸商業街区	300平方メートル

別表第4に次のように加える。

鬼柳地区地区 整備計画区域	全地区	地区整備計画の計画図において壁面の位置の制限を 定めた道路及び水路の境界線から1.5メートルか つ当該境界線以外の境界線から1.0メートル
------------------	-----	---

別表第4備考に次のように加える。

- 3 鬼柳地区地区整備計画区域の項の規定は、基準時に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物のうち、第6条第1項の規定に適合するに至った建築物以外のものについて、基準時における床面積及び水平投影の前面道路に面する長さの範囲内かつ基準時における当該建築物の壁面から鬼柳地区地区整備計画区域の項に規定する境界線までの距離よりも短くならない範囲内で建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合には、適用しない。

(小田原市地区計画形態意匠条例の一部改正)

第2条 小田原市地区計画形態意匠条例（平成19年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

鬼柳地区地区 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小田原都市計 画地区計画鬼柳地区地区計画において地区整備計画が定められた 区域
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第32号

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年小田原市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「、若しくは失職し」を削り、同条第1号中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削る。

第9条の見出し中「、若しくは失職し」を削り、同条第1項第1号中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則(平成9年小田原市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

小田原市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第33号

小田原市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市地区計画形態意匠条例施行規則（平成19年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1号を加える。

(5) 鬼柳地区地区計画区域 第2号ア、エ及びカからケまでに掲げる建築物等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。